

## 補装具申請の流れ【遮光眼鏡・弱視眼鏡・コンタクトレンズ（難病新規）】

①医師（15条指定医）に、意見書、処方箋を書いて頂く。

※ 意見書は、身体障害者法第15条第1項に基づく認定を受けた医師に書いて頂いてください。

※ 意見書で指定が必要な事項：

- ・病名、補装具の種類（遮光眼鏡・矯正眼鏡・弱視眼鏡・コンタクトレンズ）
- ・矯正眼鏡の場合は、遮光・乱視の有無
- ・使用用途（屋内用・屋外用、遠用・近用）

※ 処方箋は、病院の様式で構いません。

↓

②業者様（登録業者一覧から選択してください）に、意見書と処方箋による見積書を作成して頂いてください。

※ 意見書と処方箋は原本を高松市に提出していただく必要がありますので、業者様にはコピーをお渡し頂き、それを元に見積書を作成して頂いてください。

↓

③高松市に、意見書(原本)、処方箋(原本)、見積書(原本)、申請書を提出。（郵送可）

↓

④高松市から香川県障害福祉相談所へ判定を依頼し、香川県から高松市へ判定書が届きしだい高松市から決定通知を送付します。決定通知（香川県で判定を行うため1か月程度お時間がかかります）が届いたら、業者へ通知と印鑑をご持参いただき、自己負担分を支払い、眼鏡を受け取ってください。

↓

⑤補装具購入費支給券・委任状を業者に提出してください。

※ 身体障害者手帳（視力障害）取得領域に相当する方が対象です。ただし、遮光眼鏡（矯正用は除きます。）については身体障害者手帳取得領域外の方も対象です。

※ 決定前に眼鏡等を購入すると、補助の対象外になります。

※ 利用者の負担は、原則として基準額の1割+基準額の超過分になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 申請等でご不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課

【087-839-2333】（補装具担当）まで、御連絡ください。